議会運営委員会報告書

令和8年7月27日

備前市議会議長　石　原　和　人　様

委員長　立　川　　茂

令和8年7月27日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

案　　件	調査結果	備　考
1　議会の運営に関する事項についての調査研究 ①　9月定例会の日程（予定）の変更について	継続調査	―
2　議長の諮問に関する事項についての調査研究 ①　政務活動費収支報告書（令和8年4月及び5月分）の審査 ②　前期議会・議会運営委員会からの申し送り事項について ③　今年度の議員研修会の開催について ④　行事予定について	継続調査	―

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和8年7月27日（月）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後0時10分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出 席 委 員	委員長	立川　茂	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		青山孝樹		中村国広
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		尾川直行		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	石原和人	副議長	藪内　靖
傍　聴　者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説　明　員	議会事務局長	國光裕一郎	議会事務局次長	青木弘行
	庶務調査係長	石村享平	議事係主査	田中康平
審 査 記 録	次のとおり			

午前９時３０分　開会

○立川委員長　皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、閉会中の議会運営委員会を始めたいと思います。

お一人遅れるという御連絡をいただいてますので、このまま始めさせていただきたいと思います。

今日は大きく１番と２番になっておりますので、よろしくお願いします。

まず、議会の運営に関する事項についての調査研究ということで、９月定例会の日程（予定）の変更についてを議題とさせていただきます。

○青木議会事務局次長兼議事係長　それでは、９月第３回定例会の日程につきましては、６月定例会の閉会後に開催されました当委員会におきまして予定として御決定いただいておりましたが、このたび執行部より招集日を９月２日から１日に変更していただけないかとの申入れがございました。

変更させていただきたい理由といたしましては、９月定例会に先日御逝去されました本市の名誉市民であり人間国宝であられます伊勢崎淳氏の市民葬に係る諸経費についての補正予算案を提案する予定であり、準備等の都合上、初日に採決をいただきたいとのことでございました。初日の採決のお願いであれば、当初予定していた２日でもよいのではないかと思われますけれども、２日の午後に市長会が予定されておりまして、そちらに市長が出席される予定であるとのことでございます。補正予算案を予算決算審査委員会に付託し審査をしていただくことになりますと、会議時間に間に合わないおそれもあるということで変更の申入れがあったものでございます。

なお、招集日が１日早くなりますけれども、そのほかの日程につきましては変更はございません。一度御決定いただいた日程ではありますが、招集日の変更が可能かどうか御協議いただきたいと思います。

なお、変更をお認めいただければ、トップ会談、議案発送が８月２５日、翌日２６日９時３０分から議会運営委員会を開催いただく日程となります。

○立川委員長　定例会９月の日程の変更ということで、１日前倒しという御説明がございました。何か御意見があればどうぞ。

○中西委員　今のお話はお伺いさせていただきまして了解はさせていただくわけですけど、６月定例会最後に決めたときの日程が決まったときには市長会の日程はもう決まっていたのか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　２日に午後から公務出張があるということはお聞きしておりまして、それでもよろしいですかと執行部にもこちらのほうから確認はしております。９月２日でいいということでしたけれども、このたび補正予算の関係がございまして１日前倒しで招集日を変更させていただきたいという申入れがあったものでございます。

○中西委員　９月２日に市長会が行われることになれば午後から、それも恐らく夕方ということにはない時間が考えられるとすれば、本会議が終わって市長も食事を取られて車で向かうという

ことになれば、定例会の初日は少なくとも午前中の早い時間に終わらないと市長会に市長も遅れて行くということになると思うわけですけど、それでも執行部のほうがよかったということですよね。

○青木議会事務局次長兼議事係長　中西委員おっしゃられるとおり、私のほうもそのことは懸念いたしまして総務部長とはお話はさせていただきましたけれども、通常であれば午前中には初日は終わるのではないかというところで、このたびは２日で調整をしておったところでございます。執行部といたしましても、一日でも遅く議案を発送したい、決算のときでありますので、そういったこともあったのかとは思います。

○中西委員　本会議なんか生身のものですから途中で動議がかかったり何か進行上のことが起きてくると１時間遅れますから、そういうことは見越して私は日程を整理しておく必要があるということでは、執行部にもくれぐれもその点はお伝えをしておいていただきたいと思います。

○立川委員長　ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今おっしゃったように議会が開会すると何があるか分からないと、今回伊勢崎さんの市民葬の議案ということですけど、執行部のほうに申入れといいますか、午前中で終わるから午後の予定はこうですよと、一旦決めたものが変更になると、これって何かおかしいですよねという申入れぐらいはしたらどうかとは思うけど、さっきおっしゃいましたように動議があるか分からない、何があるか分からないという状況で、議長名で予定を入れるなということではないですけど、読みが甘いでしょうと、しっかりお考えいただきたいというぐらいの申入れはしたらどうかとは思うけど、今回の移動については別に異論があるわけではないけど、その取組方、何かあったときにどうしてくれるんやとは私も思いますけど、どうでしょうか。そういったところで申入れでもしといたらどうかとは思うけど、何か御意見ございますか。

○青山委員　今回２日から始まって、その次の３日に一般質問の通告という結構積んだ状況で何で１日にならなかったのかとは思っておりました。事情はそういうことでしょうけど、委員長言われるように今後のことがありますんで、何らかの意見は申し伝えてもいいと思います。

○立川委員長　ほかの人何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

申入れさせていただいときましょうか、了解はするとしても。その点についてはどうでしょうか。今回のこの日程変更についてはやむを得ないだろうというところですが、今後そういった日程の調整の場合によくお考えいただいてというとこら辺でしょうか。申し訳ないですけどお任せをいただいて一応議会としては申入れをするということで、どうでしょうか。よろしければ、それで行きたいと思いますが。

○中西委員　今後のこともありますから、一言言っておいたらどうでしょう。午前中に終わってもらわなければいけないと執行部から、あと執行部からくくられるというのはちょっとしんどい

ところがあると思う。そういう意味では、よく考えておいていただきたいということで、問題提起しておいていただけたらと思います。

○立川委員長　ほかに御意見なければ、そういったことで前にもありましたでしょう、今日中に決めてもらわにゃ困るなという議案も。そんなんひっくるめて。何かありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御意見がないようですので、一応申入れをしとくということでよろしいですね。

〔「文書で」と呼ぶ者あり〕

議長名で出します。議運のほうで日程調整をしっかりやるようにと文書で。

○石村庶務調査係長　８月２５日にトップ会談がありますので、その席で議長から市長に申入れをしていただいてはいかがかと思いますが、文書が必要ですか。

○立川委員長　今までででもそういった例も出てきますので、市長というよりも執行部のほうしっかりお考えいただきたいという申入れでどうでしょうか。申入れの方法についてトップ会談の席で議長から口頭でちゃんとしてという申入れだけでいくのか、議会の意思表示をして、書類で文書でお願いしますと、どうさせていただいたらいいでしょうか。

○青山委員　今石村係長からありましたけど、文書でまでと言わなくてもいいという気はします。それと、突然の追加議案としてというふうなことも、そこまで言うのはなかなか難しいかなとは思っております。

○中村委員　私も議長のほうがトップ会談で執行部にきちんと言ってくだされば、それでいいのではないかと思っています。

○森本副委員長　私も口頭でお願いしたいと思います。

○立川委員長　そういう御意見が多いので、一応議会運営委員会としては議長にお願いをして日程等々しっかりと吟味した上で御提案いただきたいということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで、よろしくお願いをいたします。

次２番目、諮問に関する事項についての調査研究というところで、政務活動費について。

○石村庶務調査係長　政務活動費収支報告書の審査について御説明をさせていただきます。

収支報告書の審査につきましては、備前市議会政務活動費の使途制限及び報告書の閲覧等に関する規定第３条の規定により当委員会で審査をお願いするものでございます。審査は、委員会休憩中にお願いをしたいと考えております。

審査の方法ですが、議員ごとに収支報告書のファイルを御用意しておりますので、そのファイルを順次回していただきながら審査をお願いいたします。ファイルには審査表を挟んでおりますので、ファイルを御確認いただいた後、審査された委員のお名前と収支報告書に関する疑義等がございましたら審査表に御記入を願います。審査が済まれましたら、各委員の机の上にチェックシートを御用意しておりますので、審査を終えた方のチェックをしていただき審査漏れのないよ

うにお願いをいたします。

全ての審査が終わった段階で審査表を配付いたしますので、委員会を再開いただき１件ずつ各委員の疑義等について御協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○立川委員長　ただいま御説明がありましたように、政務活動費収支報告書２か月分の審査をいただくため、暫時休憩をさせていただきます。

午前　９時４５分　休憩

午前１０時３５分　再開

○立川委員長　休憩前に引き続いて委員会を再開させていただきます。

今お手元に審査表のコピーが届いていると思いますので、チェックシートの順番に従ってただいまから順次御発言をいただきたいと思います。

ただ、チェックシートの中で青山議員と石原議員は指摘がございませんでしたので、一応このチェックシートの順番からは飛ばさせていただきます。

それでは、丸山昭則さんの審査表を御覧になってください。１個ずつ行きたいと思います。

Ｇの４、フルネーム、中西委員。

○中西委員　名前を書かなくてもいいという領収書もあるとは思うけども、これは丸山とだけ名前が書いて、あと下の名前が書かれてないんで、これはフルネームで書かれておいたほうがいいのかなと。

○石村庶務調査係長　以前は領収書は全てフルネームということになっていたんですが、手引ができた段階で機械発行の領収書、いわゆるレシートについては宛名の記載は省略された場合も認める、ただし支払い額、支払い内容、支払い年月日、支払い先が明らかである場合に限ると、手引上はなっております。

手引の２７ページですけれど、今回のケースどうされるかはお決めいただいたらと思います。

○中西委員　それは今回私は全く問題にしてない。してるのは、名前の記載のある領収書についてはフルネームにしておいたらどうでしょうかと。

○立川委員長　今の御指摘で、Ｇの４ということで確認をさせていただきましたら、普通の一般領収書ですのでレシートではなくて丸山で切れてます。

○石村庶務調査係長　御指摘があれば、御本人に取っていただくようにはしますが、この後で森本委員からこの領収書についての疑義もありますので、これが計上できるんであれば取っていただくようにはしますし、その後で回答させていただきたいと思います。

○森本副委員長　私の場合はこの印鑑が御挨拶に伺いましたという印鑑なんで、政務活動費で使うのはどうかとは思って、その疑義です。

○立川委員長　これ改めて御覧になっていただいていいんですけど、ゴム板作りました、領収書が丸山昭則さんではなくて丸山さんのお名前でした、中身は御挨拶に伺いましたというゴム印を作ったということで今問題提起があったということですよね。１件ずつ行こうかと思ったけど、

Ｇの４が３件、フルネームでないという指摘も併せましてですけど、これどうしましょうか。何か事務局あります。

○石村庶務調査係長　事務局で内容の御判断はできませんので、議会運営委員会でお決めいただけたらと思います。

○立川委員長　ということなんで、これ何のときに使ったんやろうね。

○森本副委員長　政務活動で御挨拶に伺いましたというのをどの場面でどこに押されたかが分からないので、どうかなとは思ってます。

○立川委員長　御挨拶に伺いましたというゴム印を政務活動費として使用オーケーとさせていただくのか、これはいかがなものか、どっちかで行きましょうか。

○中西委員　個人的な意見で述べさせていただくと、私であれば政務活動費には計上しません。というのは選挙前ですから、その可能性は指摘されると、どの場面で使ったかはなかなか言い難いところがあると、だけど本人がそれで別に構わないということであれば、別に計上されても構わんと思います。御本人の判断かと。

○立川委員長　中村委員、どう思われますか。イエスかノーかで行きましょう。政務活動費に御挨拶に伺いましたと、これ微妙な日付、５月７日ですので、何に使ったのか分からないし、政務活動費としてどうでしょうかという。個人的な意見でも。

○中村委員　私ならば上げないとは思います。戸別訪問捉えかねられないかなと思っています。

○森本副委員長　個人に任せますという御意見もあったけど、過去には手帳の件とかいろいろ個人に任せますというなし崩しに認めているところもあったりして、そうなったら全てが個人に任せますということになってしまうので、できればちゃんとした規定で審査をしていただきたいと思うので、個人的にはこれは上げないほうがいいと思って出させていただきました。

○中西委員　どのように使われたかということだと思う。でもそれは戸別訪問に使いましたじゃ、それはもう公選法違反ということになるわけです。だから、使い方の範疇というのは結構幅があって、こっちからこれは公選法違反になるからやめたほうがいいですなんてことは言えない。戸別訪問でいえば時々御挨拶にお伺いしましたがお留守でしたのでまたお伺いさせていただきます、ありがとうございましたと紙が入っているのはあるけど、あんなもん戸別訪問の証拠です。

○立川委員長　という取り留めのないお話になりますけど、個人的な意見を総合しますとふさわしくないという思いでおりますが、それでよろしいでしょうか。内容も不透明になりますし、というところで御異議がなければ、これはこれということでお伝えをいただきたいと思います。

　続きまして、まとめていってしまいました、森本委員のＧの４、青山委員のＧの４、私もそれもあったけど、さっき説明がありましたけど空白欄でいいとは言いながら、あまりにもレジ打ちのこれ目立つんで、それも気にはなったんで、問題提起で終わらせてくださいということで、丸山さんの分は終わらさせていただきたいと思います。Ｇの４の領収書は不向きというところで行

きたいと思います。

次は、内田さんの分、中西委員の御発言をいいですか。

○中西委員　専用電話機としてるけども、専用電話機をこの人は持ってるんかどうなのか、これは案分なのかどうなのか、それはどうなんでしょうかというところ。案分であれば案分と書かれたらよろしいと思いますし。

○立川委員長　同じ御指摘が青山委員からもされておりますので、Ｇの５ですけど、通信費４，０５１円、同じくで４，０５３円、ストレートでそのまま行ってます、このファイナンスの料金御案内見ますと携帯が、０９０で始まる電話が４台あります。ということは、これ専用機を持っていると判断するんであれば専用機、これが専用機、もしくはその次の分も案分はしませんとかという表示があればいいということになりますか。

○石村庶務調査係長　これは御本人に案分は必要ないのかどうかを確認させていただくということでよろしいでしょうか。

○立川委員長　料金御案内表見ても携帯が４本ほどあるんで、専用機であれば案分率は要らないという確認をしてもらうということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局でその確認をしてください。専用機であれば当然案分もしないという確認も取っていただけたらと思います。これはお願いで止めときます。

続きまして、松本議員です。

○青山委員　第１紙は認められる、第２紙については１紙のみじゃなかったかなと思うけど、山陽新聞と日経新聞２紙が掲載されてるのがどうかということで上げさせてもらいました。

○石村庶務調査係長　手引によりますと、新聞購読料につきましては１紙分は個人的な使途に充てる経費とみなし、その購読紙名を明記した上でその他１紙以上の購入費または購読料であることを要するということですので、１紙はたしか松本議員は赤旗だったと思います。２紙目以降は認められるんではないかと考えております。

○青山委員　これ何紙でもいいということでいいんですか。

○立川委員長　という見解ですね。これは問題なしというところで、政務活動費の範疇であるという判断でいきたいと思います。１紙以上、明確に書いておられたらこれ以上と思います。

続きまして、藪内副議長の分です。

○青山委員　電話料金でＧの２は案分されていたけど、Ｇの１がされていないということで、これは専用機なのかどうかということもあるんですけど、どうなのかなということで。

○立川委員長　御本人いらっしゃるから聞いてみましょうか。

○藪内副議長　専用、家の電話は家の電話であります。

○立川委員長　事務局にお尋ねですけど、専用機なら専用機と書いといたほうがいいんかな。書かなくてもいいか。今言うたように専用機ですよという、ですから１０割案分しませんと、片一

方の携帯電話はいろいろ使うから案分率５割という計上しておられるんですけど、ということであればこの指摘はいいのかなとは思いますけど、今後そういった表記をしますか。何か見解があれば。

○石村庶務調査係長　これまでは専用機という表記はしなくてはいけないというルールはなかったと思います。

ただ、１００％で計上されていたときに、説明の必要は出てくるとは思います。

○立川委員長　見解としては必要が出てくるのではないかという見解なんで、今後専用機をお持ちの方は政務活動専用機という表示をすればこういった疑問も出てこないかなと思うけど、いかがなもんでしょう。さっきも内田さんの分でありましたけど５機ぐらい携帯をお持ちなんで、そういった表示は手引上では必要ないというところですけど。

○森本副委員長　専用機で持っておられる方は、電話番号なりをこれは専用の番号ですということをあらかじめ一覧でも何でもいいですけど、出されておいとったら指摘を受けることはないかと思うので、そういう形で担保しておかれたらいかがでしょうか。

○立川委員長　専用機ありますよという広報をしとくと、こういう政務活動費の決算のときにこれは専用機という表示をする、２通りあるとは思うけど、個人で専用機ですというのは名刺にするぐらい、それか事務局のホームページに専用機、今のお話はお聞きなられたように例えば私が使う専用機持ってますという表示を名刺なら名刺、ホームページならホームページというところでしょう。

○森本副委員長　そこまで載せなくても、一応審査するときに皆さんが分かるように、これは専用機ですよと、これは案分する分ですよというぐらいのことをしとけばちゃんと届出をしとけば番号がたくさんあって、どれがどれか結局不明なので分からないので、そういうことをされたらいいんかなと。

○立川委員長　ということになりましたら、政務活動の目的のときに専用機、電話番号という表示をするということで審査のときにクリアできると、審査のときでいいよというところですね。

○森本副委員長　私は。

○立川委員長　という表示をつけたらどうかというところですが、目的のところにつける必要はない。

○國光議会事務局長　そういうことにするように、手引にもそれを追加しておいたほうがいいのかなと事務局としては思っています。

○立川委員長　そういうことでほかに御意見がなければ一応専用機お持ちの方は専用機表示をしましょうと、報告のときに、それプラスこの手引にアスターマークか何かつけて政務活動専用機の表示をしてくださいということでいきたいと思いますが、よろしいですか。議員が報告する場合は専用機何番何番というところで書いていただいて全額１００％、それ以外は案分率でという表示をしましょうということをこの手引に載せましょうということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにお願いをします。

続いて、中村委員。

○中村委員　多分同じところだと思うが、聞き間違いじゃないかと思うけど、参考の５月分と書いてあるのは４月分の間違いではないのかなと思いました。

○立川委員長　携帯電話料金４月ですね、括弧、支払い明細が。領収書が５月ということ。単純なケアレスというところで、支払い明細書はそれで行きたいと思います。支出明細の５月分を４月分にということで。

続いて、ライトニングリール充電器はどうかというところの御指摘が上がっておりますが、これについて何か、物は皆分かりますか。

○森本副委員長　私が出してもらったけど、休憩中ＡＩにも聞いたりもして、結局議会でもらってるタブレットの端末につけるとか、その専用に政務活動に関係する直結するんだったらいいですけど、自分の携帯とかも併せて使うのであれば案分で出されてるか今忘れてあれですけど、出されるなら案分で出されるか、専用だったら全額でもいいけど、備前市議会ではここら辺の部分までは明確に内容には表記されてないので、私だったら上げないけど、上げられてるので今後のためにももしこれが認めるのであれば皆さんも買われるときにも関係してくると思うのでと思って出させていただきました。

○立川委員長　この機器については、表示ないですよね。パソコン、その他の機器の購入でいいんかな。２２ページの種別２、電話ファクス機器、携帯型電話機、この辺、それかコピー機、スプリンタースキャナー等の事務機器、事務用ソフトウエア、これどうでしょう。物は充電器ですから携帯の充電器、ライトニングやったらさっきおっしゃったようにタブレットも使えるけど。

○森本副委員長　タブレットで専用だけど使われるんだったら全額でいいですし、携帯と兼用されてるんだったら案分が必要かなと思うことであって、ちょっと分からないですけど。

○立川委員長　何か御意見ございますか、充電器。

○中西委員　今まで１件あったと思う。多分橋本逸夫氏がタブレットの充電器が欲しいと言って充電器を政務活動費で上げてこられたことがあって、それは認められたと思う。そのときに携帯電話を使うかという疑問は誰も呈さなんだから、それだけに使いますということでその充電器は認められた。

○國光議会事務局長　事務用機器購入費ということで該当はあると思っています、事務局としては。その中で橋本議員とか、ほかにもいらっしゃったと思いますけど、何人かの方がそういうものは案分するかどうかは別としても、該当の範囲の中にはあると認識はしています。

○立川委員長　どこに入るかは別にして、一応政務活動費の事務用機器使用貸借、事務用機器購入に該当するだろうという見解なんで、このライトニングリールの充電器を政務活動費で購入することに問題ないと言われる方と、案分が要るという方とに分かれると思いましたので、そのマ

ルペケをお尋ねしたいと思いますが、どうですか。

○森本副委員長　携帯なんかも個人で使ってる分は案分するので、使い方によって過去に橋本議員のときには専用ということで認められたけど、物によって携帯にも活用してるのであれば私は案分にしておいたほうがいいというのは思います。今回の御利用がどういう利用か分からないけれども、今後のことを考えたら明記しといたほうがいいとは思います。

○青山委員　ここにも機器の耐用年数に即して経費案分するなど適切な算出を行うと書かれてるんで、政務活動費として購入されるのはいいと思うけど、その使い方によっては案分をされたほうがいいと思います。

○中西委員　そもそも充電器は案分なんて、どうやってやるんですか。使用料について案分はあり得るかも分からんですけど、充電器の案分でこの充電器はどのくらいこっちに使いました、こっちに使いましたはどうやって、僕が多分それを説明しろと誰かに言われたら説明できんです。もともと僕はそういう意味では案分の伴うものは、請求はしないようにしてる。だって、答弁できない。だけど、これはこのタブレットに専用で使うと、橋本さんのように言うんだったら、それはそれで僕はあり得ると思う。

○青山委員　例えばパソコンなんかも併用して使われてると思いますし、コピー機等インク代についてもどういうところに使ったかは分かりにくいけど、案分して出すとなってるんで、機械どのくらいな値段か分かりませんけど、やっぱり案分して出されたらいいかなと思います。

○立川委員長　これはタブレット専用ですという使用頻度なんで、タブレットは議員に貸与されとるタブレットの充電器と、そういう御説明を入れていただいたらえんかな。

○森本副委員長　そうですよね。備前市議会ではそこまで明確にされてないので、過去にも少ないですけどあったのであればとすれば、これはタブレットのですといって明記されとったほうがいいかなとは思います。

○立川委員長　というところで、いろんな御意見ございますが、結果的に御本人いらっしゃいましてタブレット専用ということになりましたんで、先ほどの携帯電話と一緒でこれは専用で政務活動費に使いますという表示を今後していただこうということで、今回これでお認めというところで行きたいと思います。

あとこれも気にはなったけど、私書いたんですけど幾らレシート打ちの領収書要らないよ、お名前要らないよといっても何かそれが当たり前のようにされるのはどうかと思って問題意識で、私もたまにしてもらうことがあるんで、そういう意識を持ってもらったらなという思いでしておりますので、皆さんよろしくお願いします。

続きまして、西上議員へ行きたいと思いますが、私のほうから資料購入費でしんぶん赤旗の領収書に扱い者印がないというところの御指摘をさせていただきました。同じ御指摘も、青山委員からいただいております。これは補正していただくということでよろしいですか。単なる扱い者印漏れで行きたいと思います。

○青山委員　最初に見させていただいたんで、そこが気にはなったけど、後々のところでない分もあったようなんで、必ずしもなければいけないものなのかどうなのかを教えてください。

○立川委員長　今のお話は、扱い者印がなくてもいいんじゃないかと、必ずなかったらいかんもんかという、そのお話ですか。

○青山委員　なかった方もおられた。

○立川委員長　皆さん方どうお考えでしょうか。

○中西委員　事務局の見解だけ伺っておきたい。

○立川委員長　私は、なかったらいかんと思う。

事務局の見解をどうぞ。領収書の取扱者印もしくは取扱者名。分かりますけど、組織が大きいですから誰が取り扱ったのかというのは何のためにここは、普通取扱者、名前が入ったり判こ、見解を。これあるもんだと思ってますとか、こういうもの取扱者の名前があったり、もしくは判こが、空欄というのはマルかバツかというところ。領収書取って不完全ですよという見解なのか、金額と。

○國光議会事務局長　見解は決めかねます。事務局がこうですとは言いかねます。

○立川委員長　私の拙い経験からですけど、これ私も１回指摘されたことある。うちの担当者が何にも押さないでしてて、来られる方が、ちょっと指摘を受けまして調べてみたけど、これしんぶん赤旗領収書、取扱者のところが判がなければ誰でもどうにでもなる領収書になるんですね。払うほうとしたら誰々に払いました。このお金が行きますというところになるんで、これは必要やなと、しんぶん赤旗さんの領収印がここにあれば別に取扱者は要らないという見解でした。私も、ほかのところで尋ねてみた。というところで、見解は様々になろうと思いますけど、こういった領収書ほかにも出てくる可能性がありますので、例えば森本議員のところの新聞にしてもそうです。誰に渡したかというのが、これですと私が誰に渡したのか、赤旗さんにお渡ししたんですかと、いやいや、判こないですよと、これ日本の文化らしいですけど。ということで、本当は判こいただくのが文化らしいです。赤旗さんの本来朱印があれば、例えば山陽新聞なら山陽新聞の朱印があれば、誰にお金渡そうと山陽新聞さんに渡しましたよということになるらしいです、見解としては。今後もあることですから、皆さんにお伺いですけど、組織に領収書もらう場合は取扱者の印をもらえませんか、これをもって整備されたとみなすかどうかという答えを出しとけばいいと思いますんで、議会運営で決めたらいいと思いますので、料金をお渡しした実際のところの判こをいただくか、それに変わるんであれば取扱いされてる判こをいただこうと、判こもしくはサインという。

○青山委員　２３ページに必要書類の中で添付書類①領収書、支払い内容、支払い年月日、支払い元、支払い先が分かるものとだけしか書かれてないけど。

○立川委員長　ですから、支払い先分からんじゃないですか。何書いてもええわけじゃないか。分かってもいいけど、ここへ実際に行っとうかどうか分からないじゃないですか。じゃ、私が

ここへ持っていって払ってもらったのか、ほんならここに判こください、赤旗さんの判こくださいじゃなくて、誰か集金に来られる人がおるんでしたら取扱者サインなり判こなりいただこうと、分かればいいんです。分からないじゃないですか。こういったところでされる場合はもう決めときましょう。

○青山委員　追加で何がしか入れるということでいいですか。

○立川委員長　いやいや、もう申合せでいいと思います、書くのは書いてもいいですけど。そういうふうに議会運営で適切な運用をしましょうということのお話にしていけばいいんじゃないですか。手引に載せる載せないは別にして、こういう運用の仕方をしましょうと、だからこういった領収書の場合はケースは分からない場合は取扱者の署名、判こをもらってくださいと。

○青山委員　手引に書いとかんと、ほかの議員さんに分からんのじゃないですか。

○立川委員長　それは議事録から。

○石村庶務調査係長　今回のケースは取扱者の印を押す欄があるので、たまたまそうですけど、そうでない場合もありますので、非常に判断が難しいとは思います。取扱者の印を押す欄があるものについては押してもらうというルールでいいのか、全てもらわないといけないのか、それで変わってくるとは思います。同じ新聞の領収書でもそういうものがないものもありますので、そういった場合の取扱いをどうすればいいのかはちょっと難しいとは思います。

○中西委員　今事務局が説明したように、印を押す欄があるやつについては印を押すと、しかし印鑑がどうしても必要、それが必要条件かとなるとそうではないという領収書もあるということについて、それはどうするかというのはまた別の機会に話をしませんか。取りあえず今のところはもう印鑑を押すということにして。

　あと印鑑のない領収書もそれはありますから、最近印を必要としないという、この間も僕は何かそういうのを申請、何か印鑑は必要ありませんと、お金もらうのでも、何かそういうのもあったりするんで、それはそれとして別個に今後考えたらどうですか。

○立川委員長　そういうありがたい御意見ですけど、どうですか。今回の場合は、扱い者印をもらってくださいという補正で行きましょうか。今申し上げましたように領収証云々については、やはり署名とか判こ必要な部分についてはもらう方向で話したらいいのかなとは思います。

○中村委員　同じような場面が、尾川議員の１８０円の新聞で判こ押しとんと判こ押してないんがあるんです。全部判こ押してくれという話をすると誰がそれをしたのかも既に分からん状態になるので、そこにある赤旗の取扱印、その欄があるやつに限り押すと、先ほど言われたように、その方向でお願いしたいと思います。

○石村庶務調査係長　尾川議員の日々の新聞代は、恐らくレシートだと思います。取扱者の印を押す欄があったかどうか今覚えてないですけれど、宛名がないものは何件かあったように記憶しております。

○立川委員長　今回の西上議員の分については補正をいただこうということでいきたいと思いま

す。

○中西委員　私のほうからも申しておきます。

○立川委員長　そういうことでお願いをいたします。

続きまして、立川のやつを。

○中村委員　数字がよく分からんかったんで説明をしていただけたらありがたいと思って書きました。一覧では１万九千円何がしか、２か月分となってる。１万９，０００円の案分を多分されてると思うけども、そこには１万３，０００円でちょっと分からなかったので書かせていただきました。

○立川委員長　これは多分１か月分だと思いますので、それを案分率して３割引いて２か月掛けたらこの金額になってきとると思う。

○中村委員　それに２か月掛ける、定額ですね。

○立川委員長　単月ですから。

○中村委員　定額だということで、分かりました。

○青山委員　Ｇ５、Ｇ３のところの印鑑がなかったと。

○立川委員長　支払い証明のほう判こがない、これは補正で行きたいと思います。

それでは、最後になります。

尾川議員の分ですけど、書籍代。

○中西委員　書籍代があって、領収書が４，７８５円。これは書名、何を買ったのかというのが要ると思います。

○立川委員長　尾川議員の場合、何か明細ずっとつけてます。事務局にお尋ねしたいけど、僕ら最初のときは例えば研修なんか行って本買うじゃないですか。領収書をもらうじゃないですか。本の名前まで書けと教わって領収書に書いてもらようたけど、これ書いてないですよね。

○中西委員　こういうふうな書き方はしませんよね、政務活動費の場合の書籍代の購入費、資料購入費があって、領収書があると、これきちっとそういう形では整った政務活動費の請求の書式というのにのっとる必要があるんじゃないかと。

○立川委員長　そうですね。さっきちょっと言ったけど、僕らその領収書に本の名前書いてもらえということでさせてもらってますね。

○藪内副議長　過去に２０冊ぐらい本を買ったときがありまして、そのときに何か議運で指摘されて本の名前だけでなく内容までを全て書きなさいと言われたことがあって、全部私書きました、内容等。だから、そのときそのときでやり方が違うほうがふさわしくないです。

○中西委員　もしこういうことをすると、今まで作ってきた書式は何なのか、それに従ってエクセルで最後出てくるわけですから、こんなやり方は今までしてなかったと。

○立川委員長　領収書にはその書籍名を書く、こういう付票をつけるんではなくてという、その辺の見解は。

○石村庶務調査係長　手引には全ての購入書籍名は明示されなければならないとありますので、領収書に書かれてなくてもいいのかなと思うんです。ネットとかで買われると、そこまでの領収書いただけるのかどうか分かりませんし、ただその金額に合わせたものが明細の中でこういった本を買ったというのが明示されればいいのではないかと事務局では考えております。

○中西委員　これでいいということになるわけ。

○立川委員長　尾川議員の場合、これをつけてある。この本買いました、こっちについてる。別に明細がある。本来は、この領収書があってこの下に明細がついとるということやもんね。この領収書に対する明細がこれですよということでしょう。こっちのほうに書籍で支払いしとうわけでしょう。中西委員言われる、本来の書式、こっちが決めてる報告書の書式にはこうじゃないですか。こっちに別添があって領収書がある。流れは分かるけど、これ作っといたら、これどうなんかという。本来はこれ、これを書いて、これをここに、書き方の問題を今、また。

○中西委員　であれば、その資料は後ろへ来るもんだと思う。その資料が前に来ることはない。

○立川委員長　さっき言ったように、これ領収書です、これ本を買いました、これ領収書です、これに対する明細はこうです。

○森本副委員長　中西委員は、その明細が一覧表のすぐ裏に来るべきじゃないんですかという。

○立川委員長　ファイリングの仕方、それを無視してこういう出し方でええのかと。ここで支払い証明書、別紙書籍代、書籍代の内訳としてこの一覧表をつけてます。明細です、本の、領収書があります。ここへ本来書かにゃいかんのじゃないか。今は、これが報告の書式なんやから。

○石村庶務調査係長　支出明細書に１冊ずつ書くべきなのかも分かりませんが、別添のとおりということで明細をつけられて分かるようにしておけば、書籍に限らず調査費等でもそういうケースはあると思いますので、そこは分かればいいのかなとは思っています。政務活動費で使用したことが間違いなければ、別添一覧のとおりでも分かればいいのかなとは思います。

○立川委員長　という見解らしいです。それでよろしいですか。

○中西委員　別に構いません。

○立川委員長　ただし、この支払い明細書統一の報告書式には、例えば今言いましたように別紙とか、別紙何番とか支払い明細書には金額入れて別紙のとおりつけてます、例えば別紙の１なら１という表記をしとけば、活動費としての支出は大丈夫というのが今の見解なんで、それで行きましょうということで。適時事務局と御相談いただくということで、使用明細が分かればいいというのは大前提として、できるだけ書式に従って作成をお願いしますということで行きたいと思います。

それでは、ありがとうございました。政務活動の収支明細報告書についてはいろいろ出ますけど、気をつけて皆さん認識を統一していただけたらと思います。

２番目、前期議会運営委員会からの申送り事項についてということですが、これはどうしましょう。

来られる間に３番目行きたいと思います。

議員研修会の開催についてということで、事務局から御連絡その他お願いします。

○石村庶務調査係長　毎年度企画行事委託料ということで予算を取っております。今年度も今からですと秋口になるのかなとは思いますが、どういった研修をするかは議会運営委員会のほうで御検討いただけたらと思っています。今年度は改選期でございましたので、議会基本条例の第２６条で議会は議員にこの条例の理念を浸透させるため一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならないという規定がございます。ですので、速やかがどこまでかはちょっと別としまして、今年度については議会基本条例についての説明、研修会を開催してはいかがでしょうかというふうに事務局では考えております。

○立川委員長　今御説明ありましたように今回改選期を迎えましたので、このたびの議会では基本条例の研修研究というところの御提案ですが、それで行きたいと思いますけど、異存ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そうしましたら、内容的なことは事務局に講師等々相談させていただいて、日程調整したらいいんやね。それはこちらで日程調整させていただきますので、御希望の先生があったらおっしゃってください。

○中西委員　しばらくおいでいただいてないけど、林先生もう一回どこかでお話を聞かせていただけたらと。

○立川委員長　御希望が出ました。連絡は取れますか。

○石村庶務調査係長　では、林先生のほうで秋口に調整をさせていただきたいと。

○立川委員長　ほかの先生、何か心当たりの先生とかございますか。なければ、林先生のほうでお願いするという調整をいただきたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

お願いします。別に秋にこだわりませんので、先生のスケジュールもあるでしょうし、費用２０万円でしたっけ。

○石村庶務調査係長　予算は２７万５，０００円でございます。

○立川委員長　林先生に議会基本条例の研修研究というところでスケジュール調整をさせていただいて、また御報告させていただきます。

というところで、前に戻りまして２番、青木次長。

○青木議会事務局次長兼議事係長　こちらにつきましてはもう前期、前々回からの申送り事項がありますので、それぞれ協議、決定していただいていかなければならない案件でございますので１つずつでも進めていっていただけたらと思います。

○立川委員長　これ前にも頂戴してますけど、今事務局からありましたように１個ずつでもというところで、会派も新しくなりましたし御検討いただいて、委員会開催ごとに３つずつぐらいで

も進めていきたいと思います。

○中西委員　前回からの申合せということでいえば、ここに書かれてるのが多分網羅されてるんだと思うけど、私とすれば例えば議会選出の監査員がどうするのかというのも検討課題としては入れていただきたい。

もう一つは、議員の水分補給についてここで書かれてるけど、傍聴者の水分補給についても今後検討する必要があるんじゃないかと。２月の定例会か何かの２月だったと思うけど、議員が水を飲んでるということを言っておられた傍聴者の方がおられたような気がする。これはやっぱし我々議員だけじゃなくて傍聴者も同じような条件ですから考えていく必要があるのかなという感じで、ぜひ検討課題の中に入れていただきたい。

○青木議会事務局次長兼議事係長　中西委員おっしゃられました議会選出の監査委員につきましては、追加でいただきたいと思いますし、さらに今議会運営委員会でも一般質問の答弁書の事前配付ということもありました。さらに録音機を用いたＡＩを用いた機器の使用についてもありましたので、それもまた御協議いただきたいと思います。

それから、中西委員言われました傍聴者の水分補給でございますが、議会の傍聴規則、こちらに傍聴人の守るべき事項として飲食または喫煙をしないことという規定がございますので、しかも傍聴人は会議、議員とか執行部、説明員の方とはまた違う立場なので、傍聴人は出ていただいて水分補給を取っていただきたいというのが事務局の思いでございます。議員はなかなか席を離れてその会議の場から離れることはできないと思いますが、傍聴人は席を離してもよろしいかと思いますので、その辺のこともありますので、傍聴規則の改正も必要になってこようかとは思います。また、その辺は御協議いただければと思います。

○中西委員　今他の市議会でも傍聴者の水分補給については原則は訴えながら、ただしというただし書の中で今入ってきてるのが、幾つかの自治体で入ってるのが私も見させていただいて、そこは少し考えたほうがいいのかなということで、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○立川委員長　１４項目が引継ぎですけど、その他協議事項もいっぱいありますし、今もお話が出てきてますんで、何か１つ、２つでも片づけていくかな。さっき出た傍聴者の分から行きましょうか、この暑いときに。ちょっと皆さんの御意見を、議員は議場、それから委員会室、議長に届出して水分補給オーケー、今のお話では傍聴人は今のところ規則で禁じられておりますが、どうでしょうか。

○中西委員　これは他の議会も調査していただきながらと思います。

○立川委員長　喫緊で今大変異常な災害級の暑さがずっとしてますから、９月も心配は心配ですけど、これも先送りでいいですか。

○中西委員　９月議会にこのことが決まらなければ、例えば９月定例会のときには入り口のところで現在は飲食は禁止になっておりますというううったてがあります。しかし、議場外で飲んでいただくのは自由ですという、水分補給していただくのは自由ですというただし書の説明のチラシ

ですか、案内があってもいいのかなと、もし決まらなければ。

○青木議会事務局次長兼議事係長　議場外であればもちろん水分補給はできるんですけど、議場ではできないということです。

○中西委員　入り口のところに、議場内での飲食は禁止となっておりますという案内があります。あの横に、もしそれが決まらなければ、横に議場外で水分補給は可能ですという。

○立川委員長　それは、今も貼れるんじゃないですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　今でも貼れます。もちろん議場外なので、飲食はできますので、テレビもついてますので、会議の様子も見ることができるので傍聴人はできれば傍聴席ではなしに退室いただいてテレビで見るなり水分補給していただければと、エアコンもついておりますので、そういった対応でいかがかなということでございます。

○中西委員　だから、その横にもう８月のときにそういうのが細かいのが傍聴規則が変更にならないんであれば、その横にそういうのをちょっと貼ってあげたらいいんじゃないかなと。

○青木議会事務局次長兼議事係長　御案内はさせていただきます。

○立川委員長　今のお話でやり取りがありましたけど、緊急時は別として本来は現状規則では議場内での飲食は禁止ですと、今おっしゃったようにやむを得ない場合はどうぞ外で補給してくださいというのは掲げていくのはオーケーだと思いますという今の答弁なんで、当面それでやってもらいましょうか。それはそうとして、どうですか、規則を変えてでも傍聴席での水分補給を認めるかどうかということについてお話だけ聞かせといてください。

○中西委員　僕は他市の状況も含めながら判断の材料としていただきながら、どういうふうに変えてるんか、変えてるところもあるとすれば、少しこれは調査してみてもいいんじゃないかなと思います。

○立川委員長　これも調査していただこうということで、近隣もしくはお話聞けるところ、早速に取り組む必要があるのかどうかというところもひっくるめて、当面９月の議会についてはそういう対応していこうということで行きたいと思います。

　行事予定先に済ませといていただきましょうか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　行事予定につきましては、レジュメに記載のとおりでございます。明日総務産業委員会、３１日に厚生文教委員会が開催されます。８月になりまして、４日岡山県市議会議員研修会に御参加されます。５日には、議会報告会として総務産業委員会主催で行われる意見交換会が岡山セラミックスセンターにおいて行われます。６日に第１期議員の研修会、こちら市内視察になりますけれどもございます。そして、冒頭で招集日の変更がございましたので、議会運営委員会８月２６日にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○立川委員長　大分今日は政務活動費の審査で時間いただきまして、ありがとうございました。というとこら辺で。

○中村委員　私初議会でいろいろ出させていただいて、議員と執行部との質問あるいはそれに対する答弁という場面をよく見たわけですけれども、議員同士の話合いをしていくべきかなと思っていて、それは特に委員会の場でできるのではないかなと思ったりするので、同僚議員での討議の場を毎回毎回は難しいのかもしれませんが、そういうことを特に委員長、副委員長は意識して設けていただけたらありがたいと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○立川委員長　今の趣旨がよく理解できなかったんですけど、議員間で何か討論する時間をつくろうという意味ですか。

○中村委員　そういう意味。

○立川委員長　ということらしいです。委員会でやってるとは別に。

○中村委員　違います。委員会の中でもいいです。

○立川委員長　という御意見ですが、何かございますか。

○中西委員　委員長としては、そういう委員会の中での委員同士の討論についても努めていきたいと思ってます。委員長のほうから、こういう問題について議論をしてくださいということはなかなか言うべきところが難しいところがあるかも分かりませんけども、委員の皆さんからも遠慮なくこのことについて委員の皆さんの意見を聞きたいということはおっしゃっていただければ、その場を設ける、発言をやり取りをするということについては運営上妨げたりすることはありませんので、遠慮なくおっしゃっていただけたらと思います。

○青山委員　総務産業委員会でも、そういう場をできるだけつくっていきたいということは事務局とも話をしています。どのタイミングでできるのかはなかなか難しいところで、先ほど中西委員言われたように委員会、委員の中からそういう発言があれば積極的にやっていきたいと思っております。

○立川委員長　何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

というところで、今お話が進んだけど、従来から委員会の中でやっていただくのはどうぞというスタンスではおられたけど、今お話聞くとどうでしょう。私の個人的な見解かも分かりませんけど、じゃ、やりましょう、これ会期中ですと何やってもいいと、ところが閉会中ですとある程度制限があるというところはお分かりいただけると思うけど、制限のある中でどこまでできるかというあれもあるけど、それと議員のマインド、じゃ、やるよと、受けてお話をしましょうという人ばっかりなのかどうかという、これも強制する場所がないんで、それはさっき両委員長おられてお話しいただいたけど、妨げるもんではないし、活発な意見が出ればやっていただくというのは構わないと思いますので、そういうマインドで皆さん頑張りましょうということでの申合せまで行かないですけど、確認、認識をいただいたらというところで終わりたいと思いますが、そんなことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

確認ですけど、閉会中の委員会でやっぱり何を議題としてもいいんかな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　本会議で付託された案件につきましては閉会中の継続調査事件なので、そちらをテーマに挙げていただければ大丈夫でございます。

○立川委員長　テーマに挙げてはいいですけど、何となくこっちの問題も出たというイメージで、それが入ってるかどうかというのはまた調べにゃいかですけど、意味分かる。何やってもいい本会議中と、閉会中ですとある程度限られてくるでしょうというところの色分け。

○青木議会事務局次長兼議事係長　会期中もある意味、会議規則上では何をやってもいいということには正直なっておりませんけれども、閉会中は何でもできると言うたらあれですけど、そうできるようにこの前の議会で閉会中の継続調査事件を付託されましたので、そちらをテーマにしたら調査はできると、先ほどの委員間討議は別に閉会中であっても会期中であってもできますし、議会基本条例では委員会とまでたしか書いてなかったと思いますけれど、議員間で討議するようにという規定もございますので、中村委員おっしゃったように、あと両委員長言われましたように委員会でそういった執行部との質疑応答が終わった後に委員間での意見の交換の場というのが委員間討議になろうかと思いますので、そういったことはできるのではないかと思います。

○立川委員長　それは十分両委員長が大丈夫ですよというお話でやっていければと思います。

○中西委員　私は、１つだけ確認をさせていただきたいのがあります。

１つは、もう既に行事予定で総務産業委員会では意見交換会、つまり議会報告会が８月５日に開かれるということに決まっておられますけど、厚生文教委員会としてもこういう意見交換会、これまで団体との意見交換会、そういうのをやってきましたので、ぜひ委員会としてもさせていただきたいというのが１つです。

２つ目は、そうはいいましてもこれまで議会報告会ということでいえば、ふれあい福祉まつりのときに我々ブースを出して、そこで意見聴取、いろいろな御相談を受けるということをやってきまして、重ねてきますと相談件数も増えてきてるということも含めて、それも今年度の１つの行事としては議会運営委員会の中ではほぼ想定しておいてもいいのかなというお話は１回しておきたい。

あわせて、この間そういうものはやってこれましたけど、全体としての議会報告会はやっぱりできてませんので、それはどうするのかというのはまた別個、次の日程の中では考えてみたらどうかという提案で、１年間そういう議会報告会についての少しアバウトな確認ができたらいいかなと思うけども、いかがでしょうか。

○森本副委員長　広聴広報委員会に入らせて、委員長がおられるのに言うてもらったらいいですけど、何かそちらのほうで議会報告会は決めてくださいということのお話をお聞きして、委員会の中で、尾川委員長がおられるのにごめんなさい、今回は各常任委員会でして、その福祉まつりもして、来年は一つ大きなのをというお話が決定ではないけど出てるのは広聴広報委員会では出てたと思います。

○中西委員　来年というのは、４月以降の話ですか。

○森本副委員長　年明けの話です。

○中西委員　今年度中の話ですよね。

○森本副委員長　そうです。

○中西委員　私は広く呼びかけて、議場でやってたものを１回やってもいいのかなと、やり方は別としてと思いますので、ぜひ議運の中で議論もしていただきたいと思います。

○立川委員長　今いろいろお話出ました。

ただ、今おっしゃったように、尾川委員長いらっしゃいますけど、広聴広報委員会とやっぱり今のお話ですと連携がなかったらこっちでやるよ、こうなるよということもあるんで、その辺の情報を共有して次回に方向性を出していけたらと思います。

○青山委員　年間４回議会があって、終わった都度に議会報告会を開く、その形式として例えば今回は各委員会単位でやりましょう、それから議場を使って全体のをやりましょう、それから福祉まつりの中でやりましょうという考えで今まで来られたのか、その辺はどんなでしょうか。そういう形式にとらわれずに、もういつどんなことをやるということは議運で話し合われてやってこられたのか、その辺を分かれば教えてください。

○青木議会事務局次長兼議事係長　議会報告会の開催方法等についてですけれども、こちらは今年から先ほど副委員長言われたように議会広聴広報委員会でこちら第８条の規定になりますけれども、報告会の開催形式は広聴広報委員会で協議の上決定すると、いわゆる議運からは手を離れているという解釈になろうかと思います。このたびの議会広聴広報委員会では、６月定例会の審査結果を報告するにつきましては各委員会単位で行うということでありましたので、先ほど総務産業委員会はＯＣＣさんとされると、厚生文教委員会がこれから考えられるということだと思います。

あと９月定例につきましては、１１月に開催されると思いますけれども、市民ふれあい福祉まつりですか、そちらのほうでまた出張してされるというふうにはお伺いしております。それから年明けになると思いますけれども、議場か分かりませんけれども全体で開催されるということは広聴広報委員会からお聞きしておるところでございます。ですから、基本的には議運でのお話ではなし広聴広報委員会での話になろうかと思います。

○立川委員長　というところで、多少ニュアンスが変わってきておりますので、その辺やっぱり情報の整理、共有をしっかり急がないと今言うたようなお話が出てこようかと思いますので、それをお願いしていきたいと思います。

今口頭で言われたやつもスケジュール的なところ、何か表にでもして情報共有しときましょう。

○中西委員　広聴広報委員会では、個別の意見交流会も所管するんですか。もう一つはふれあい福祉まつりのブースを出しての、これも広聴広報委員会が所管をするわけですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　報告会の開催の形式とか運営主体、参加議員につきましては議会全体で開催する報告会につきましては運営主体は広聴広報委員会、参加議員は全議員ということです。各常任委員会で開催する報告会につきましては、各常任委員会が運営主体となって基本的には各常任会の委員が参加されて報告会を行うという規定になっております。

○中西委員　ふれあい福祉まつりのときはどうなるんですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　恐らくそちらは議会全体で開催するということになろうかと思いますので、議会広聴広報委員会が運営主体となって全議員が参加でやられると、今までのやり方としては同じなのかなとは思います。

○中西委員　どちらにしてもこの議会運営委員会の中ではそういう全体の動きが報告されて、こういうことに今年度１年間なりますということはここの中でやはり確認をしていただきたいと思う。私どもも委員会としてもそういうのをやりたいということでここでお願いをし、恐らくそれは議長名でまたその団体へ出してもらうということにはなるんでしょうし、全体でのそこには他の委員会の委員は傍聴に来ていただいても結構ですよということでの案内も行くかとは思いますし、全体でやっぱり確認をする必要があるという感じを私は思ってます。

○尾川委員　今の広報広聴委員会の位置づけですけど、要するにどういう形であろうが議会報告会という名を打ってあるのは広聴広報委員会が責任持ってやるということになっとんですか、役割分担は。そういうふうに聞いてますから。だから、中西委員が言ようるのと違うんです。もう完全に、議会報告会は広聴広報委員会でやるということなんです。決め方は別です。そうなっとるらしい。

○青山委員　年に４回議会があって、その都度報告するということになってると思うけど、その４回については広聴広報委員会で責任持ってやられる。今回の各常任委員会でやろうとしてるのも、その一環だということですね。

○尾川委員　たまたま８月については各委員会でやってくださいということになっとる。９月議会の１１月開催の意見交換会というか、議会報告会は全体としてふれあい、あれが一番適当じゃないかということでやってきとるということです。だから、はっきり言うたら議運から離れとるんです。勝手にやるということじゃない、委員に持ち帰ってもらって全体としてどういうふうに決めていくかということはお話ししていきますけど、一応ルール上ではそうなってますから。

○立川委員長　ということになりますので、理解し難いところもあろうかと思いますので、しっかり連携を情報の共有だけしとかにゃいかんのんで、それは議運を通していただくということにはなろうかなと思いますし、そのつもりでしっかり広報広聴委員会のほうにも頑張ってもらわにゃいかんですし、ここから手が離れる分については個人的にはうれしいですけど、しっかり連携取りながらやっていかにゃいかん部分が、議員も新しくなってますし、今後よろしくお願いいたします。

午後０時１０分　閉会